

## 桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 6

\* 現時点での桐生市の考えを示すものです。(H28. 3. 23 時点)

**問 1** 事業対象者が介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していたものが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護 1 と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担となるのか。

(答)

要介護認定は、申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、上記の訪問型サービスは全額自己負担となってしまいます。

しかし、そうすると利用者の負担が大きくなるため、予め介護の暫定プランと介護予防支援の暫定プランの両方を作成していただき、利用者の負担を軽減できるよう取り計らっていただきたいと考えます。

**問 2** 総合事業に移行した利用者が、訪問介護と訪問看護など予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付なのか。

(答)

違います。認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 4 月以降の要支援者の訪問介護は、予防給付の有無にかかわらず、総合事業のサービスとして提供します。

なお、総合事業と予防給付を併せて利用する場合に異なるのは、ケアマネジメントの類型（介護予防サービス計画か、介護予防ケアマネジメントか）のことで、この場合は、予防給付も利用しているため、介護予防サービス計画となります。

**問 3** 現在、「訪問介護及び介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」も含めた様式として差し支えないか。

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。